

議第486号 平成26年度京都市公共下水道事業
特別会計補正予算

補正予算に関する説明書

平成26年度京都市公共下水道事業特別会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業収益	1 事業収益		千円 18,000	
			18,000	
		2 他会計負担金	18,000	一般会計雨水処理等負担金

支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業費用	1 事業費用		千円 48,000	
			48,000	職員の給料等
		1 下水道維持費	12,155	
		2 下水処理費	29,396	
		3 業務費	1,773	
		4 水洗便所普及対策費	644	
	5 総係費	4,032		

2 公共下水道

資 本 的 支 出

支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費		千円	
			17,000	
		1 建設費	17,000	職員の給料等
		4 改良費	16,000	
		4 改良費	1,000	

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費			法 福 利 定 費	合 計
		特別職	一般職	給 料	手 当	計		
損益勘定 支弁職員	補正後	人 —	人 401	千円 1,698,467	千円 4,919,133	千円 6,617,600	千円 671,544	千円 7,289,144
	補正前	—	401	1,694,542	4,882,302	6,576,844	664,300	7,241,144
	比較	—	0	3,925	36,831	40,756	7,244	48,000
資本勘定 支弁職員	補正後	—	154	605,512	535,453	1,140,965	244,181	1,385,146
	補正前	—	154	603,975	522,665	1,126,640	241,506	1,368,146
	比較	—	0	1,537	12,788	14,325	2,675	17,000

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	期 末 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	81,985	241,197	235,300	43,163	1,255,967	71,387	59,395
	補正前	81,985	240,652	235,300	43,163	1,208,611	69,669	59,395
	比較	0	545	0	0	47,356	1,718	0

手 当 の 内 訳	区 分	退 職 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
			千円	千円	千円	千円
	補正後	3,371,532	42,862	564	8,463	42,771
	補正前	3,371,532	42,862	564	8,463	42,771
	比較	0	0	0	0	0

注 期末手当及び退職手当については、会計制度見直しに伴う増加分（賞与引当金及び退職給付引当金）を含む。

4 公共下水道

一般職職員1人当たり給与費の状況

区 分	1 人 当 たり 給 与 費
補 正 後	7,346 千円
補 正 前	7,268

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増△減額	増 減 事 由 別 内 訳		備 考
給料	千円 5,462	1 給与改定に伴う増△減分	千円 5,462	給与改定の状況 本年度 { 給与改定率 0.24% 給与改定実施時期 平成26年4月
		2 その他の増△減分	—	
手当	49,619	1 制度改正に伴う増△減分	49,619	
		2 その他の増△減分	—	

3 給料及び手当の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢（平成26年10月1日現在）

区 分		事務・技術 〔上下水道局 企業職給料表〕	そ の 他 〔上下水道局 企業職給料表〕
給与改定後	平均給料月額	円 336,754	円 369,496
	平均給与月額	円 436,881	円 560,675
	平均年齢	歳 43	歳 51
給与改定前	平均給料月額	円 335,916	円 368,577
	平均給与月額	円 435,694	円 559,381
	平均年齢	歳 43	歳 51

(2) 期末手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	制度上の階段、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
給 与 改 定 後	1.9 ^{月分}	2.2 ^{月分}	4.1 ^{月分}	有	
給 与 改 定 前	1.9	2.05	3.95	有	
一般会計の制度	1.9	2.2	4.1	有	勤勉手当を含む。

(3) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
通 勤 手 当	一般会計と同じ	—